

入所ご利用料金表《従来型個室・超強化型》
(令和6年8月1日)

【1月あたり】

介護度	介護保険 負担額 (1割負担)	介護保険 負担額 (2割負担)	介護保険 負担額 (3割負担)	負担 段階	食費	居住費	日常生活費 (利用した場合) 130円/日	合計 (1割負担)	合計 (2割負担)	合計 (3割負担)
1	¥30,638	¥61,275	¥91,912	1	¥9,000	¥16,500	¥3,900	¥60,038		
				2	¥11,700	¥16,500	¥3,900	¥62,738		
				3①	¥19,500	¥41,100	¥3,900	¥95,138		
				3②	¥40,800	¥41,100	¥3,900	¥116,438		
				4	¥52,500	¥51,840	¥3,900	¥138,878	¥169,515	¥200,152
2	¥33,166	¥66,331	¥99,496	1	¥9,000	¥16,500	¥3,900	¥62,566		
				2	¥11,700	¥16,500	¥3,900	¥65,266		
				3①	¥19,500	¥41,100	¥3,900	¥97,666		
				3②	¥40,800	¥41,100	¥3,900	¥118,966		
				4	¥52,500	¥51,840	¥3,900	¥141,406	¥174,571	¥207,736
3	¥35,356	¥70,711	¥106,067	1	¥9,000	¥16,500	¥3,900	¥64,756		
				2	¥11,700	¥16,500	¥3,900	¥67,456		
				3①	¥19,500	¥41,100	¥3,900	¥99,856		
				3②	¥40,800	¥41,100	¥3,900	¥121,156		
				4	¥52,500	¥51,840	¥3,900	¥143,596	¥178,951	¥214,307
4	¥37,278	¥74,555	¥111,832	1	¥9,000	¥16,500	¥3,900	¥66,678		
				2	¥11,700	¥16,500	¥3,900	¥69,378		
				3①	¥19,500	¥41,100	¥3,900	¥101,778		
				3②	¥40,800	¥41,100	¥3,900	¥123,078		
				4	¥52,500	¥51,840	¥3,900	¥145,518	¥182,795	¥220,072
5	¥39,130	¥78,260	¥117,390	1	¥9,000	¥16,500	¥3,900	¥68,530		
				2	¥11,700	¥16,500	¥3,900	¥71,230		
				3①	¥19,500	¥41,100	¥3,900	¥103,630		
				3②	¥40,800	¥41,100	¥3,900	¥124,930		
				4	¥52,500	¥51,840	¥3,900	¥147,370	¥186,500	¥225,630

※ 上記負担額は、基本サービス費に夜勤職員配置加算・サービス提供体制強化加算(Ⅰ)・栄養マネジメント強化加算・リハビリ計画書情報加算・科学的介護推進体制加算(Ⅱ)・自立支援促進加算・在宅復帰在宅療養支援機能加算(Ⅱ)・介護職員等処遇改善加算が含まれます。

※ 加算内容の詳細は裏面をご参照ください。

※ 端数計算のため若干の相違があります。

《その他》

- ・クリーニング代(実費)
- ・介護用品代(実費)
- ・理美容代(実費)
- ・結核予防法に基づく胸写代(実費)
- ・予防接種代(実費)
- ・文書料(別紙参照)
- ・エンゼルケア代 11,000円
- ・TV電気代 50円/日

介護保険負担限度額認定

【1日あたり】

負担段階	対象者	食費	居住費
第1段階	・市町村民税非課税世帯で、高齢福祉年金受給者の方 ・生活保護受給者の方	¥300	¥550
第2段階	・市町村民税非課税世帯で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	¥390	¥490
第3段階①	・市町村民税非課税世帯で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方	¥650	¥1,370
第3段階②	・市町村民税非課税世帯で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の方	¥1,360	¥1,370
第4段階	・上記以外の方	¥1,750	¥1,728

高額介護サービス費※

対象者	利用者負担上限額(月額)
課税所得690万円(年収約1,160万円)以上	140,100円(世帯)
課税所得380万円(年収約770万円)以上 ～課税所得690万円(年収1,160万円)未満	93,000円(世帯)
市町村民税課税 ～課税所得380万円(年収770万円)未満	44,400円(世帯)
世帯の全員が市区町村民税非課税	24,600円(世帯)
前年の合計所得金額と公的年金収入額の合計が年間80万円以下の方等	24,600円(世帯)
	15,000円(個人)
生活保護を受給している方	15,000円(世帯)

※1ヶ月に支払った利用者負担の合計が利用者負担上限額を超えたとき、超えた分が払い戻される制度です

[illegible]

フラワーハウス博多 文書料一覧	
死亡診断書	5,500 円
死亡診断書（原本証明）	3,300 円
厚生年金診断書	5,500 円
国民年金診断書	5,500 円
障害年金診断書	5,500 円
身体障害者診断書	5,500 円
傷病手当金請求書	3,300 円
生命保険診断書	5,500 円
その他診断書、証明書	2,200 円